○環境省

四二 釧路湿原国立公園の公園計画を変更する件 一 77 三四

四三 釧路湿原国立公園に関する釧路湿原生態系維持回復事業計画の策定に係る件 一 77 三四

四四 環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件 一 77 三四

四五 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 一三 77 三四

四六 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 一三 七 三四

四七 知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件の一部を改正する件 一三 七 三四

四八 西表石垣国立公園の公園区域を変更する件 一四 六 三四

四九 西表石垣国立公園の公園計画を変更する件 一五 88 二七

五〇 西表石垣国立公園の特別地域の区域を変更する件 一五 88 二九

五一 西表石垣国立公園の特別保護地区の区域を変更する件 一五 88 二九

五二 西表石垣国立公園の海域公園地区を指定する件 一五 88 三〇

五三 西表石垣国立公園の海域公園地区の区域を変更する件 一五 88 三〇

五四 自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件 一五 88 三〇

五五 自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件 二一 93 一

○原子力規制委員会

一 原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針の一部を改正したので、同条第三項の規定に基づき公表する件 一 七 七

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録認証機関に係る登録事項を変更する件 二二 七 七

三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録検査機関に係る登録事項を変更する件 二二 七 七

四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録定期確認機関に係る登録事項を変更する件 二二 八 七

○防衛省

八五 漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件 七 七

八六 海上における射撃訓練を実施する件 八 六

八七 海上における射撃訓練等を実施する件 八 六

八八 海上における射撃訓練を実施する件 八 六

九二 海上における空対空射撃訓練を実施する件 二二 八

九五 海上における空対空射撃訓練を実施する件 二二 八

九六 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件 二二 八

九七 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件 二二 九

九八 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件 二二 九

九九 海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件 二六 九

一〇〇二 海上における射撃訓練を実施する件 二八 六

○東北地方整備局

一一五 道路に関する件 一 78 三

一一六 道路に関する件 二一 一〇

一一七 自動車専用道路に関する件 二二 94 一九

一一八 道路に関する件 二二 94 一九

一一九 道路に関する件 二五 六

一二〇 道路に関する件 二八 98 五〇

一二一 道路に関する件 一〇

○北陸地方整備局

一二二 道路に関する件 二八 98 五〇

一二三 〃 二〇 94 二〇

一二四 道路に関する件 一四 六

一二五 〃 二二 94 二〇

一二六 道路に関する件 一 78 一〇

一二七 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する件 一 78 五

一二八 道路に関する件 四 七

一二九 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 一一 七

一三〇 道路に関する件 一五 七

一三三 〃 一八 四

一三四 道路に関する件 一八 四

一三六 都市計画に関する件 一九 一〇

一三七 道路に関する件 二〇 七

一四〇 〃 二一 一〇

一四一 〃 二五 六

一四二 〃 二六 九

一四三 〃 二六 九

○関東地方整備局

一七四 都市計画に関する件 一 78 五

一七六 〃 一 78 五

一七七 道路に関する件 一 78 五

一七九 〃 一 78 五

一八〇 〃 四 八

一八二 〃 四 八

一八三 利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件 六 九

一八四 道路に関する件 七 七

一八五 〃 七 七

一八七 〃 八 七

一八八 〃 一三 七

一九一 浄化槽の型式を認定した件 一四 六

一九二 荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件 一八 五

一九三 海岸法第八条の二第一項の規定に基づき海岸管理者が同項第二号に関する区域を指定する件 一八 五

一九四 海岸法第八条の二第一項の規定に基づき海岸管理者が同項第三号に関する区域及び物件を指定する件 一八 五

一九五 海岸法第八条の二第一項の規定に基づき海岸管理者が同項第四号に関する区域及び行為を指定する件 一八 五

一九六 道路に関する件 二一 一〇

一九七 自動車専用道路に関する件 二二 94 一九

一九八 道路に関する件 二二 94 一九

一九九 〃 二五 六

二〇〇 〃 二八 98 五〇

二〇二 〃 二八 98 五〇

二〇五 〃 二八 98 五〇

○中部地方整備局

四七 道路に関する件 六 九

四八 〃 一四 六

四九 〃 一四 六

五〇 〃 二二 94 二〇

五一 〃 二二 94 二〇

五八 道路に関する件 一 78 六

五九 大井川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件 一 78 七

六〇 道路に関する件 一 78 七

六一 浄化槽の型式を認定した件 一四 六

六二 道路に関する件 一 78 七

六五 〃 一 78 七

六六 〃 一 78 七

○近畿地方整備局

七五 道路に関する件 二二 94 二〇

七六 〃 二八 98 五一

八八 都市公園の供用を開始する件 一 78 八

八九 道路に関する件 一 78 八

九五 〃 一 78 八

九六 〃 二〇 七

○中国地方整備局

一〇一 都市計画に関する件 二五 六

一〇二 道路に関する件 二五 六

一〇三 〃 二五 六

五二 道路に関する件 一 78 九

五六 〃 一 78 九

五七 都市計画に関する件 五 八

五八 〃 一二 八

五九 道路に関する件 一三 八

六五 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 一八 五

六六 〇四国地方整備局

六一 道路に関する件 一 78 一〇

六二 吉野川水系の指定区間外における河川区域の指定に関する件 五 八